

# 指宿市 いじめ防止基本方針



平成30年4月

指 宿 市

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの防止	4
(3) いじめの早期発見	5
(4) いじめへの対処	5
(5) 教職員の資質の向上	7
(6) 地域や家庭、関係機関との連携	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	7
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	7
(1) 指宿市青少年問題協議会の設置	7
(2) 指宿市いじめ問題専門委員会の設置	8
(3) 市教育委員会として実施する施策	8
2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策	10
(1) 市立学校いじめ防止基本方針の策定	10
(2) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	10
(3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置	11
3 重大事態への対処	13
(1) 重大事態の意味	13
(2) 重大事態への対応	13
(3) 事実関係を明確にするための調査の実施	14
(4) 心のケア	14
4 調査結果の提供及び報告	14
(1) 適切な情報提供の責任	14
(2) 調査結果の報告	14
5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	15
第3 その他	15

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではない。いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

本市においては、いじめの重大性を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、適応指導教室（なのはな教室）を活用して教育相談体制の充実を図るとともに、学校と各関係機関の連携を緊密にすることでいじめや不登校の未然防止に努めている。

また、「青少年海外派遣事業（ロックハンプトン市）」、「指宿市・千歳市交流事業」、「指宿市中学生弁論大会・英語スピーチ・スキットコンテスト」、「キャリアスタートウィーク」等の豊かな心を育てる教育も推進している。

指宿市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

「市の基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての児童生徒の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を方針の柱としている。

今回の改定は、国や県の基本方針や本市におけるこれまでの取組を踏まえ、いじめ防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものであり、指宿市立学校においては、市の基本方針が求める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を踏まえ、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、指宿市教育委員会と学校が一丸となり、保護者や外部専門家等とも連携しながら、迅速かつ適切にいじめ防止等に取り組むものとする。

なお、市の基本方針の策定にあたっては、国が定めた「いじめ防止等のための基本的な方針」や「鹿児島県いじめ防止基本方針」を参酌するとともに、本市の実情を踏まえたものとした。

平成30年4月

指 宿 市

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子供の人権に関わる重大な問題であり、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりするなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### ア いじめの判断

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- 表面的・形式的にすることなく行う。
- いじめられた児童生徒の立場で行う。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- 本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた児童生徒の主観を確認する際は、行為の起こったときのいじめられた児

児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

- 児童生徒の感じる被害性に着目し、けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。(例 インターネット上での悪口に、該当児童生徒が気付かずにいる場合など)
- いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。(例 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など)
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

#### イ 具体的ないじめの態様の例

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 不快を感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
  - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
  - ・ わざと会話をしない
  - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
  - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ くつを隠される
  - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
  - ・ 人前で衣服を脱がされる
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
  - ・ SNSのグループからわざと外される

## (2) いじめの防止

### (いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### (学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった以下のような継続的な取組が必要である。

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」こと  
の理解を促す活動
- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの  
人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う活動
- 道徳科の授業や、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒  
が自らいじめの問題について考え、議論する活動
- 校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動
- 相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切  
に対処できる力を育む活動
- 未然防止の観点から、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられ  
る学校生活づくり

特に配慮が必要な以下の児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国  
につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童  
生徒

### (3) いじめの早期発見

#### (いじめの早期発見の措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### ア 早期発見及び迅速な対応のために

- 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもつ。
- いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- 「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」の質問紙を活用し、児童生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行い、微かなサインを見逃さない。

#### イ 学校や教育委員会の取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、教育相談やカウンセリング等の窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 学校は、地域、家庭、関係機関と連携して児童生徒を見守り、訴えや相談があった場合は、迅速に対応できるような体制を整える。

### (4) いじめへの対処

#### (いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを

受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

ア いじめを確認した場合の対応

- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- 学校の教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。（学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反することを十分に理解する。）
- いじめを受けた児童生徒、いじめたとされる児童生徒の双方に事情を確認した上で、保護者と連携し、適切に指導する。
- 教育委員会への連絡・相談・報告や、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図り対応する。

イ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

【いじめが解消している状態の要件】

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
（「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学省から）

- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 教職員の資質の向上

- ア 教職員がいじめの問題や子供に関わるための基本的な姿勢について、正しい共通認識をもち、適切な対処を行うことができるよう市及び県教育委員会が主催する研修等への積極的な参加を奨励する。
- イ いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努める。
- ウ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を推進する。

(6) 地域や家庭、関係機関との連携

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（関係機関等との連携等）

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

- いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。（例 P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど）
- いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握するよう、家庭との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくために、保護者の理解・協力のもと十分な連携を図る。
- 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。
- 学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておく。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市が実施する施策

#### (1) 指宿市青少年問題協議会の設置

##### ア 設置の趣旨

市は、地方青少年問題協議会法第1条に基づき、「指宿市青少年問題協議会」を設置し、本市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

## イ 構成員

協議会は、市長を会長とし、会長及び委員 25 人以内で組織する。

委員は、市議会議員、市関係部、課等の長、市教育長、市社会教育委員、市における青少年関係行政機関の長、小・中・高等学校長、保護司、児童委員、社会教育関係団体の長、青少年育成推進員の中から、市長が任命する。

## (2) 指宿市いじめ問題専門委員会の設置

### ア 設置の趣旨

法第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会に重大事態の調査等のための機関を設置する。

### イ 中立性・公平性に配慮した構成員の選定

本機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。

### ウ 機能

指宿市立学校におけるいじめの事案において、法第 28 条第 1 項各号に規定する重大事態に係る調査を行うこと

## (3) 市教育委員会として実施する施策

### ア 人権教育の充実

人権教育は、すべての教育の基本であり、いじめを防止するためには、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要がある。そのため、人権教育について、すべての学校において校内研修に位置付け、教職員一人一人の深い理解に努める。

### イ 道徳教育の充実

いじめや不登校、規範意識の低下など、教育における様々な課題を解決するためには、基本的な生活習慣や善悪の判断など、社会生活を送る上で人間として持つべき規範意識、自他の生命の尊重や思いやりの心を育てる必要がある。そのために、すべて学校において、全教育活動の中で道徳教育を推進し、児童生徒の道徳的価値の自覚化を図り、道徳性を高める道徳教育の充実に努める。

### ウ いじめの早期発見

「いじめを一件でも多く発見し、一件でも多く解決する。」という基本的認識のもと、各学校に設置してある学校いじめ防止等の対策のための組織を活用し、いじめの早期発見、早期対応に努める。

- 定期的なアンケート調査の実施
- 定期的な教育相談の実施や校内における相談窓口の周知
- 不登校のサインを早期に発見するためのチェックリストの活用推進
- 「学校楽しいと」、「SNS チェックシート」の活用推進（県総合教育センター開発）
- 国、県、市の相談窓口や関係機関の周知

### エ 子どものサポート体制の整備

県のスクールカウンセラーを全中学校に配置するとともに、市のスクールカウンセラーによる定期相談を実施するなど、教育相談の充実に努める。

また、適応指導教室（なのはな教室）を窓口とした、教育相談員、適応指導教室指導

員，スクールソーシャルワーカーを活用した総合的な相談体制の整備，充実を図る。

#### オ 教職員研修の充実

いじめ問題に適切に対応するために，県総合教育センターの短期研修講座の受講や，大学教授や臨床心理士等を招聘し，生徒指導に関する研修会や講義等を実施することで教職員の生徒指導力の向上及び資質向上を図る。

また，管理職研修会や生徒指導主任・担当者会等において，組織体制やその整備，運営について指導主事等からの指導・助言を行う。

#### カ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

警察等の関係機関と連携し，児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育の充実を図るとともに，問題のある書き込みや画像等の検索・監視については，県の「学校ネットパトロール」やNPO団体等との連携を図る。

#### キ 分かる授業の充実

児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力，読解力，思考力，判断力，表現力等を育むため，読書活動や対話，創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進し，各学校における児童生徒が達成感や充実感を味わう分かる授業の充実を図る。

#### ク 児童生徒の自主的な取組への支援

児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え考えさせるために，児童会・生徒会活動や，あいさつ運動，ボランティア活動など，いじめを防止するための予防的な自主的活動の推進を図る。

#### ケ 関係機関との連携

いじめの解決のために，指宿警察署，県中央児童相談所，指宿保健所，市地域福祉課，民生委員，主任児童委員等の関係機関と連携を図る。

#### コ 学校評価・教員評価及び評価項目への指導

○ 学校評価においては，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日常の児童生徒理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されるように指導・助言を行う。

○ 教員評価においては，いじめの問題を取り扱うに当たっては，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日頃からの児童生徒の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の課題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等を評価するよう，学校に対する必要な指導を行う。

○ 評価項目に関しては，学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり，早期発見・事案対処のマニュアルの実行，定期的・必要に応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施，校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう，各学校に対して必要な指導・助言を行う。

#### サ スポーツ少年団や社会教育団体等におけるいじめの防止等

スポーツ少年団，社会教育団体等との連携を図り，いじめの防止等の指導が行われるよう働きかける。

#### シ 財政上の措置

市は，いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置，その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

## 2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

### (1) 市立学校いじめ防止基本方針の策定

#### (学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### ア 学校基本方針策定の趣旨

市立学校は、いじめの防止等のため、国や県、市の基本方針を参酌して、学校基本方針を定め、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む体制を確立する。

#### イ 学校基本方針の内容

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

#### ウ 学校基本方針策定上の留意点

- より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて学校基本方針を見直せるようP D C Aサイクルを学校基本方針に盛り込んでおくこと。
- 学校の取組を円滑に進めていくため、家庭や地域等と連携して取り組むことができるように配慮するとともに、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 策定した学校基本方針については、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行うこと。

### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

#### (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### ア 組織設置の趣旨

いじめは、学校が組織的に対応することが必要であり、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者その他学校運営協議会の委員、学校評議員や民生委員などの関係者が参加する組織を設置する。

#### イ 役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共

有を行う役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を推進する役割
- いじめの疑いに係る情報があつた時に、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 情報の共有の必要性

当該組織が、情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談しなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。なお、ささいな兆候や懸念にもあたらないと思われることであっても児童生徒にとって重大な意味をもつ場合もあるので留意する必要がある。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

エ 組織の構成員

組織を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながらチームとして対応することがより実効的である。

(3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

いじめの未然防止は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが基本である。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捉われることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくとともに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが大切である。

- 授業や学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動等、全ての教育活動を通して、心の通う人間関係を築く。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- 児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、積極的に相談するように指導する。
- 道徳科の授業を要として、児童生徒が、いじめ問題について主体的に考え、議論する活動を設定する。
- 校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、児童生徒の主体的な活動

を支援する。

- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- いじめの傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

#### イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことから、教職員は、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあると十分に認識し、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知することが大切である。

そのためにも、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む必要がある。

また、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。

- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- 鹿児島県総合教育センター作成の「学校楽しいと」や「SNSチェックシート」等のアセスメントを活用する。
- 「いじめ対策必携」（県作成）を活用した研修や事例研究を実施する。
- 県や市のスクールカウンセラーによる相談体制を周知する。
- 校内巡視等による日常的な見守りを実施する。
- 教職員の迅速な情報共有ができる体制を整備する。
- 日頃から家庭や地域と連携を図り、児童生徒の示す変化を見逃さないようにする。

#### ウ 早期対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校において組織的に対応することが大切である。

なお、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得るということを認識しなければならない。

- 法第22条に基づく組織を中心に対応する。
- いじめの事実関係の把握を迅速に行う。
- いじめを受けた児童生徒の安全確保及び支援を確実に行う。
- いじめを行った児童生徒への指導及び支援を確実に行う。
- 対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解を行うとともに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供を行う。
- 周りではやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを行っていることと同じであることを理解させるとともに、いじめに気付いたらすぐに知らせるように指導する。

#### エ 家庭や地域との連携の強化

いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ

の事案に係る情報をこれらの保護者と共有することが大切である。

- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための機会を設ける。
- いじめに係る相談をしやすい環境を整備する。
- いじめの事実があると思われた場合、関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供を行う。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対して、スクールカウンセラーや専門機関と連携し心のケアに努める。
- いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

〈重大事態と扱われた事例〉

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

- いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する必要がある。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (2) 重大事態への対応

##### ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて市長へ報告を行う。

##### イ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

なお、学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

##### ウ 調査を行うための組織

学校主体の場合は、「いじめの防止等の対策のための組織」、教育委員会主体の場合は、「指宿市いじめ問題専門委員会」が調査する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為について、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取り、その意向を確認しながら、必要な対応を行う。
- 児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう十分に配慮する。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）

- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- 迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査（在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等）に着手する。
- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(4) 心のケア

重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒及び保護者が深く傷ついたり、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったりする。そのため、市及び学校は、調査と並行して、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、児童生徒や保護者への心のケアに努める。

- 被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。
- 被害児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援を行う。
- 必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

4 調査結果の提供及び報告

(1) 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は市教育委員会を通じて市長へ報告する。

上記(1)の説明結果を受けいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

## 5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

ア 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

イ 再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によることとする。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

なお、再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。

## 第3 その他

市は、市立学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

また、市は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。